

# 『第9期毛呂山町高齢者総合計画』を策定しました

問合せ 役場高齢者支援課 ☎ 295-2112 高齢者福祉係 内線 129、介護保険係 内線 121、医療保険料係 内線 176

第8期計画の計画期間が令和5年度で終了することに伴い、町では介護保険運営審議会のなかで高齢者総合計画の策定に関する審議を行い、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体化し、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした「第9期高齢者総合計画」を策定しました。

本計画は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年も見据え、中長期的な展望を踏まえています。

## 「高齢者総合計画」 をご覧いただける場所

- ・役場高齢者支援課
- ・図書館
- ・中央公民館
- ・東公民館
- ・町ホームページ

## ■計画の基本理念

「住み慣れた地域で、いつまでも安心して・自分らしく・いきいきと暮らせるまち・もろやま」

## ■3つの基本目標のもとに各種取組を推進していきます

生きがいくくりと  
社会参加の促進

安心して暮らせる  
まちづくりの推進

地域包括ケアシステム  
の深化・推進

## ～介護保険料が変わります～

令和6年4月から介護保険料を下記のとおり変更します。介護や支援が必要な状態になった人が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。なお、第1段階から第3段階までの世帯非課税の人の保険料については、引き続き軽減制度により負担が抑えられています。

## ■所得段階別第1号被保険者の介護保険料の設定※1

所得段階と対象者		保険料基準額 に対する割合	保険料年額	
第1段階	世帯非課税 本人が町民税非課税	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者または前年の課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.455 (0.285) ※2	29,400円 (18,400円)
第2段階		世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.685 (0.485) ※2	44,300円 (31,400円)
第3段階		世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計額が120万円超の人	基準額×0.690 (0.685) ※2	44,700円 (44,300円)
第4段階	世帯課税 本人が町民税課税	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.90	58,300円
第5段階 【基準額】		世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円超の人	基準額×1.00	64,800円
第6段階	本人が町民税課税	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	77,700円
第7段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	84,200円
第8段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	97,200円
第9段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	110,100円
第10段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	123,100円
第11段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	136,000円
第12段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	149,000円
第13段階		本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.40	155,500円

※1 保険料年額は、「月額基準額(5,400円)×12か月×保険料基準額に対する割合(100円未満切り捨て)」により算出しています。

※2 公費で負担する軽減制度により、第1段階の保険料率は「0.455→0.285」に、第2段階の保険料率は「0.685→0.485」に、第3段階の保険料率は「0.690→0.685」にそれぞれ軽減されます。

## 毛呂山町立小・中学校 編成計画を策定しました

教育委員会では未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト基本方針の理念を推進し、現在の教育的課題を解決するため、学校編成の実施時期と施設形態等を示した毛呂山町立小・中学校編成計画を令和6年3月に策定しました。本計画により、小中一貫教育の更なる充実と児童生徒により良い教育環境を整備してまいります。編成計画は町HPをご覧ください。



町HP

▶**問合せ** 教育委員会教育総務課 ☎295-2112 ㊟510

## 生ごみ処理器『キエーロ』 を販売します！

町では、家庭から排出される生ごみの減量化をより一層推進するため、西川材を使った生ごみ処理器キエーロの販売を行っています。

※今年度から小サイズのキエーロも販売します。

**キエーロとは・・・**黒土のなかに生ごみと水を混ぜ合わせて埋めると、黒土に含まれるバクテリアの力で生ごみを消滅させる生ごみ処理器です。臭いや虫が発生することもなくごみの減量化ができます。一つひとつ町内材木店が手作りで作製します。

### ▶**販売基数・キエーロの寸法**

大・小合計10基（先着順。1世帯1基まで）  
大／高さ90センチ×幅104センチ×奥行60センチ  
小／高さ60センチ×幅72センチ×奥行55センチ

▶**販売価格** 大／4,000円、小／3,000円

▶**対象者** 一般家庭から出る生ごみを自分で処理するためにキエーロを使用する人で、町内に在住し、キエーロを良好な状態で維持管理できる人

▶**申込み** 4月15日（月）から役場生活環境課で申請書に記入しお申し込みください。審査後、町から購入決定通知書を送付しますので、窓口で代金と引き換えにキエーロをお渡します。

※キエーロの作製には少々お時間がかかります。なお、お持ち帰りが難しい場合はご相談ください。

▶**問合せ** 役場生活環境課環境係 ☎295-2112 ㊟172

## 令和6年度以降のコロナ ワクチン接種のお知らせ

令和6年4月以降は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法B類疾病に位置付けた上で、定期接種として実施します。

▶**対象** ①65歳以上の高齢者

②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に、自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人、およびヒト免疫不全ウイルスにより、免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

※上記の定期接種の対象者以外でも「任意接種」として接種可能です。

▶**接種時期** 令和6年秋

▶**問合せ** 保健センター ☎294-5511

## 毛呂山町パートナーシップ ・ファミリーシップ制度

一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合いながら、誰もが活躍できる地域社会を目指すため、4月1日から「毛呂山町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」をスタートします。制度の詳細などは、町ホームページをご確認ください。

### 毛呂山町パートナーシップ・ファミリーシップ

#### 宣誓制度とは・・・

一方または双方が性的少数者である2人が、パートナーシップ関係であることを町に宣誓する制度です。

また、上記宣誓をした2人に子どもや親などがいる場合、家族の関係にあることを併せて宣誓することができます。制度による法的な効果はありませんが、この制度を通じて町民の皆さんの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせる社会になることが期待されます。

※4月12日（金）に、埼玉県内の市町村と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結し、宣誓時の手続きが簡素化されます。

▶**問合せ** 役場総務課自治振興係 ☎295-2112 ㊟314



## 自転車用ヘルメット購入費の一部を補助します

▶**対象者** 町内在住の小学6年生までの児童および65歳以上の高齢者

▶**補助額** 上限2,000円（自転車用ヘルメット購入費用の2分の1以内）

※100円未満は切り捨てです。また、補助対象者1人につき1回限りです。なお、未使用品や中古品は補助対象外です。

▶**補助対象製品** 安全認証（SG・JCF・CE・GS・CPSCマーク）を受けた新品の自転車用ヘルメット

### ▶提出書類など

- ・毛呂山町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（町ホームページでダウンロードまたは役場生活環境課窓口で配布）
- ・領収書の原本（購入日、購入業者名、購入者名、購入品名およびヘルメットの単価を確認できるもの）
- ・安全認証、メーカー名および品番が確認できる書類など（取扱説明書、保証書など）
- ・ヘルメット着用者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの（※）
- ・申請者の住所、氏名が確認できるもの（※）
- ・申請者の印鑑
- ・振込先の通帳などの写し

※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、子ども医療費受給資格証など。

▶**申込み・問合せ** 役場生活環境課交通防犯係にお申し込みください。☎295-2112⑩173



## 春の交通安全運動が実施されます

春の全国交通安全運動が4月6日（土）から15日（月）までの10日間実施されます。

春は、新学期を迎え、慣れない道路を通学する新入学児童・生徒などが安全に通行できるように配慮したい時期です。ドライバーの皆さんは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど「思いやり運転」を心がけましょう。

▶**問合せ** 役場生活環境課交通防犯係☎295-2112⑩173



## 学童で子どもたちの勉強を見てくれる人を募集します

NPO法人毛呂山町学童保育の会では、学童保育所で子どもたちの宿題や自主学習をサポートしてくれる人を募集します。週に1回、1時間だけでも結構です。

子どもたちのやる気アップに、あなたの力を貸してください。

詳しくは右記から町HPをご覧ください。



▶**応募資格** 高校生以上で、子どもが好きな人

▶**勤務時間** 週1回～3回、午後3時～5時（各学童保育所により曜日が異なります）

▶**勤務場所** 各学童保育所

▶**料金** 時給1,028円から（交通費あり）

▶**申込み** 4月30日（火）までに履歴書（写真添付）を光山学童保育所または役場子ども課に提出してください。右下からLINE申請での申込みも可能です。

※後日、面接日のご案内を差し上げます。

▶**問合せ** NPO法人毛呂山町学童保育の会（光山学童保育所内）☎295-5084



役場子ども課子育て支援係☎295-2112⑩143



## 定額減税実施に伴う源泉徴収義務者向け説明会

令和6年度税制改正法案が成立・施行された場合、令和6年6月から定額減税が実施されるため、源泉徴収義務者向けの説明会を開催します。説明会では、DVD上映を中心に制度の概要および事務手続きについて説明をする予定です。

また、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」を併せてご活用ください。

なお、特設サイトから、説明会で上映する動画をご覧ください。



特設サイト

▶**日時** 4月18日（木）、26日（金）、5月8日（水）、15日（水） 午前10時～11時、午後2時～3時

▶**場所** 川越税務署4階会議室

▶**定員** 各回70人

▶**申込み** 事前にご予約をお願いします。詳しくは特設サイトをご覧ください。

▶**問合せ** 川越税務署法人課税第二部門☎235-9420



## 国民健康保険税は安全・ 便利な口座振替のご利用を

毛呂山町では、国民健康保険税の納付を促進するため、特別徴収（年金からの引き落とし）の世帯を除き、原則として口座振替による納付をお願いしています。

現在、納付書で国民健康保険税を納付している人は、安全で便利な口座振替の切り替えにご協力をお願いします。手続きに必要なものをお持ちいただき、取扱金融機関でお手続きください。

※口座振替による納付を強制するものではありません。口座振替による納付が難しい場合などは除きます。

- ▶**持ち物** ①口座振替申込依頼書自動払込利用申込書（町内金融機関または役場税務課の窓口にあります）  
②預貯金通帳と届出印（口座開設のときに使用した印鑑です）  
③納税通知書（手元にある場合は持参してください）
- ▶**問合せ** 役場住民課国保年金係 ☎295-2112⑨136



## 空き家等解体事業補助金 をご活用ください

令和6年度より、生活環境の保全および安全で安心なまちづくりの推進を図るため、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた老朽空き家等の解体を行う際の費用の一部を補助します。

なお、交付決定前の着工は補助対象外となりますのでご注意ください。

※補助金を受けるには様々な条件や提出していただく必要書類がありますので、利用を希望する人は下記担当までご相談ください。

- ▶**補助金額** 老朽空き家等の除却等の補助対象経費の1/2（上限40万円）

※町内業者と契約し補助対象工事を実施した場合は、上限50万円となります。

- ▶**申込み・問合せ** 役場生活環境課環境係窓口で申請してください。☎295-2112⑨172



## 家庭用合併処理浄化槽<sup>そう</sup>設置補助金をご活用ください

生活排水を適切に処理し、河川の水質向上と公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽へ転換する人に補助金を交付します。

- ▶**対象** 公共下水道区域、公共下水道事業認可区域および農業集落排水区域を除く町内全域において、単独処理浄化槽または汲み取り便槽<sup>へんそう</sup>から、合併処理浄化槽へ転換する人

▶**補助基準および補助金額**

延床面積	延処理人槽	補助金額	処分費補助金	配管費補助金	上限金額
130平方メートル以内	5人槽	36万2,000円	6万円まで	13万円まで	55万2,000円
130平方メートル超え	7人槽	44万4,000円			63万4,000円
二世帯住宅	10人槽	57万8,000円			76万8,000円

- ▶**申込み・問合せ** 役場生活環境課環境係（役場1階）窓口で申請をしてください。☎295-2112⑨172



## 令和6年度集合狂犬病予防注射を実施します

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬に対する年1回の狂犬病予防接種が義務付けられています。今年も忘れずに狂犬病予防接種をお願いします。

日にち	時間	場所
4月27日(土)	午前9時30分～11時30分	川角グラウンド駐車場
	午後1時30分～3時30分	役場来客駐車場

▶**料金** 1頭あたり3,500円(狂犬病予防注射料 2,950円、注射済票交付手数料550円)

※お釣りのないようにご協力ください。

※新たに犬を飼った場合や、初めて登録手続きを行う場合には、1頭あたり3,000円の登録手数料がかかります。

- ▶**ご注意**
- ①生後90日以内の犬は接種できません。
  - ②郵送されたハガキを持参してください。
  - ③犬を日常飼育していて、犬を抑えることができる人が連れてきてください。
  - ④「ふん」の後始末は必ず飼い主がしてください。
  - ⑤首輪は抜けないようにし、手綱を短く持ってください。
  - ⑥犬の健康状態によっては、接種をお断りすることもありますので、あらかじめご了承ください。

▶**可能な人は動物病院での接種にご協力をお願いします**  
町では、下記の病院と協定を結んでいます。接種を受ける際、町から郵送されたハガキを持参すると、その場で注射済票が交付されます。

病院名	住所	電話番号
新井動物病院	前久保491-4	☎294-0885
きくた動物病院	越生町黒岩88	☎292-1232
ヒコ動物病院	南台3-2-18	☎295-5454
狩野動物病院	鶴ヶ島市下新田223	☎286-5200

※上記以外の動物病院で狂犬病予防注射を接種した場合は、発行された注射済証明書と町から郵送されたハガキを役場生活環境課へ持参し、注射済票の交付を受けてください。その際、550円の注射済票交付手数料が必要です。

※注射料金は、各動物病院によって異なります。

▶**次のような場合には手続きが必要です**

新たに犬を飼ったとき、飼い犬が死亡したとき、飼い主の住所が変わったとき(町外に転出した場合は、転出先に届け出てください)、犬の所在地が変わったとき、鑑札かんざつを紛失したとき。

▶**問合せ** 役場生活環境課環境係 ☎295-2112 ㊟172



## 家庭用再生可能エネルギー設備等設置補助金をご活用ください

地球温暖化対策の推進を図るため、当該設備を設置する人に対し補助金を交付します。

※申請方法など詳しくは役場生活環境課環境係へお問い合わせください。

▶**対象** 自ら居住する(予定も含む)住宅に当該設備を設置する人

再生可能エネルギー設備等の区分	補助要件	補助金額
太陽光発電システム	・太陽電池容量が1キロワット以上のもの ・住宅または当該住宅と同一敷地内の付属建物の屋根または屋上への設置に適しているもの	1キロワット当たり 1万円 (上限5万円)
定置用リチウムイオン蓄電池	・蓄電容量が1キロワット以上のもの ・太陽光発電システム等と接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの	5万円
ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)	・ECHONET Liteを標準インターフェイスとして搭載していること	2万円

▶**問合せ** 役場生活環境課環境係 ☎295-2112 ㊟172



## 防犯ポスターを募集します

▶**対象** 近隣市町在住の小学生以上の人

▶**テーマ**

【一般テーマ（小・中・高・一般）】

「安全・安心なまちづくり全般」、「住宅を対象とした侵入犯罪防止」、「子どもと女性の犯罪被害防止」、「振り込め詐欺被害防止」、「少年の非行防止」

【特別テーマ】

「自転車盗難被害防止」

▶**作品の規格**

- ・用紙サイズは四つ切から八つ切の範囲内でタテ書き
- ・自作のスローガン（標語）は絶対に入れないでください（入れた場合審査対象外）。

※作品は未発表のものに限ります。また、応募者全員に参加賞を贈呈し、優秀な作品は、埼玉県防犯協会または西入間地区防犯協会より表彰状と副賞を授与します。

▶**申込み** 6月6日（木）（必着）までに応募者の①住所、②氏名（ふりがな）、③職業（学校名・学年）、④年齢、⑤電話番号、⑥作品の説明を裏面に明記の上、西入間地区防犯協会（〒350-0215 坂戸市関間2-4-17西入間警察署内2階）まで郵送か、持参にてお申し込みください。

▶**問合せ** 西入間地区防犯協会 ☎281-8484



## SAITAMA出会いサポートセンター出張登録会

県の結婚支援センター、SAITAMA出会いサポートセンター（恋たま）の出張登録会を毛呂山町で実施します。

▶**日時** 4月27日（土）

午前10時～午後4時（正午から午後1時までを除く）

▶**場所** 中央公民館会議室2

▶**対象**

- ・結婚を希望する20歳以上の独身の男女
- ・埼玉県内に在住、在勤または近い将来埼玉県へ移住をお考えの人
- ・スマートフォンをお持ちで、ご自身で操作のできる人

▶**定員** 10人（先着順）

▶**料金** 利用登録料16,000円（税込み・2年間有効）

※毛呂山町在住者は割引料金が適用され、11,000円です。また、町独自の補助制度がございますので、さらに補助金を受けることができます。詳しくは町HPをご確認ください。

▶**申込み** 4月24日（水）までに右記「恋たま」HPから入会申込みおよび来所の予約をお願いします（事前登録要）。

▶**問合せ** SAITAMA出会いサポートセンター事務局 ☎048-789-7721



恋たまHP



## 家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金をご活用ください

町では、家庭から排出される生ごみの減量の推進を図るため、家庭用生ごみ処理容器および家庭用生ごみ処理機の購入費に対し補助金を交付しています。

▶**補助基準および補助金額**

種類	基準	補助金額
生ごみ処理容器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気を使用しないもの</li> <li>・生ごみを堆肥化または減量化するよう設計されたもの</li> <li>・臭気の発散防止となる対策が施されたもの</li> </ul>	購入費の10分の9以内の額で、1基につき10,000円が限度。 （1年度につき1世帯2基まで）
生ごみ処理機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気を使用するもの</li> <li>・生ごみを堆肥化または減量化するよう設計されたもの</li> </ul>	購入費の2分の1以内の額で、30,000円が限度。 （1年度につき1世帯1基まで）

※補助金の額に100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。

▶**問合せ** 役場生活環境課環境係 ☎295-2112 ☎171・172